

議員提出議案第三号

杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区議会議員

鈴木 信男

同 原 田 あきら

同 くすやま 美紀

同 原 口 昭人

杉並区議会議長 今井 讓 様

杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「百分の二百四十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

監査委員の退職手当を減額する必要がある。

杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

旧 条 例

(その他の給与)

(その他の給与)

第四条 略

第四条 略

2、4 略

2、4 略

5 退職手当の額は、退職の日における給料

5 退職手当の額は、退職の日における給料

月額に勤続期間一年につき百分の百二十

月額に勤続期間一年につき百分の二百四十

を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間

を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間

に一年未満の端月数があるときは、月割計

に一年未満の端月数があるときは、月割計

算による。

算による。